

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

2014年(平成26年)4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年(令和元年)10月1日から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生)に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当させていただきましたのでお知らせします。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分の充当方法については、各区分の一般財源の割合により按分して算出しています。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） **260,000** 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 **5,067,509** 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			内 訳 一 般 財 源	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市交付金）	そ の 他
社会福祉事業	766,781	554,875		10,048	18,962	182,896
高齢者福祉事業	567,469	74,411		51,632	41,466	399,960
児童福祉事業	975,173	627,425	15,400	57,354	25,833	249,161
生活保護事業	899,250	703,246		3,353	18,097	174,554
社会福祉 計	3,208,673	1,959,957	15,400	122,387	104,358	1,006,571
国民健康保険事業	187,254	85,054			9,600	92,600
介護保険事業	371,696	30,378			32,062	309,256
年金事業	389	389				
社会保険 計	559,339	115,821			41,662	401,856
医療関連事業	1,168,096	4,469		12,743	108,111	1,042,773
感染他疾病予防事業	114,621	62,621		3,602	4,546	43,852
健康増進対策	16,780	604		2,087	1,323	12,766
保健衛生 計	1,299,497	67,694		18,432	113,980	1,099,391
合 計	5,067,509	2,143,472	15,400	140,819	260,000	2,507,818